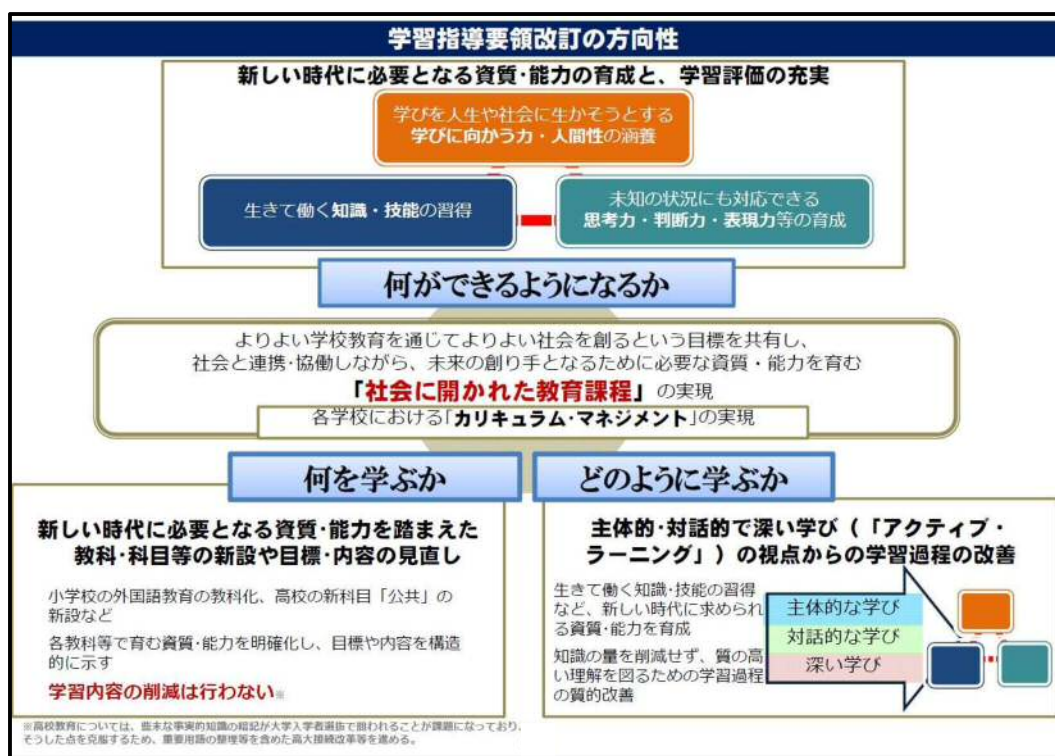


小学校・中学校 教育課程の編成・実施の手引

－ Q & A －



平成 30 年 3 月
島根県教育委員会

は じ め に

平成 29 年 3 月に小学校及び中学校の新学習指導要領が、平成 30 年 3 月に高等学校の新学習指導要領が告示されました。

長年にわたり、学校教育は領域固有の知識・技能、いわゆる「内容」の習得を最優先の課題として進められてきました。今回の改訂では、習得した知識・技能を自在に活用して質の高い問題解決を成し遂げ、“よりよい人生を送ることができる”というところまでを視野に入れ、学校教育が子どもにトータルで育成すべき「資質・能力」を明確化し、それを基盤にカリキュラムを編成し、授業を改善していくことを目指しています。

島根県教育委員会は『今、学校にご理解いただきたいこと』をまとめ、その中で「島根の子どもたちに身につけてもらいたい力」とは、これからの変化の激しい社会の中で生き抜いていく力、すなわち「主体的に課題を見つけ、様々な他者と協働しながら、定まった答えのない課題に粘り強く向かっていく力」のことであり、このような「学力観」に基づき、論理的思考力、コミュニケーション力や感性・情緒といった具体的な力を、「生きる力」を構成する重要な力と示しました。

急激に変化する社会への対応、すなわち「知識基盤社会へという社会構造の一大転換」に対応するために、これまでの各教科等に配当された領域固有の知識・技能を単に量的に多く習得することに主眼を置くのではなく、真に児童生徒の生きる力を育む教育活動が必要です。「社会に開かれた教育課程」がキーワードの一つになっていますが、学習指導要領前文に「…よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し…」とあるように、家庭、地域と連携しながら自校の児童生徒に身につけさせたい資質・能力を明確にし、時代の変化に耐えうる未来の創り手となるために必要な知識や力を、子どもたちにつけていくことが求められています。

このような改訂の背景や趣旨を正しく捉えるためにも、学習指導要領の総則を読む手引として本冊子を有効に活用していただき、児童生徒、学校及び地域の実態に合わせたカリキュラム・マネジメントの確立に努めていただきますようお願いいたします。

平成 30 年 3 月

島根県教育庁教育指導課長 常松 徹

目 次

第 1 章 教育課程の基準の改訂の趣旨

Q 1	学習指導要領の改訂には、どのような背景がありますか？（学校教育に求められること）	1
Q 2	「社会に開かれた教育課程」の実現が重視されるのは、なぜですか？	2
Q 3	「カリキュラム・マネジメント」とは何ですか？	3
Q 4	どのような授業改善の推進が求められていますか？（主体的・対話的で深い学び、見方・考え方）	4
Q 5	今回の改訂によって、各教科等の種類や授業時数に変更がありますか？（外国語活動・外国語科）	5
Q 6	どうして道徳は教科になったのですか？	6

第 2 章 教育課程の意義と法令

Q 7	教育課程やその基準、学習指導要領のとらえ方について、どのように考えたらよいですか？	7
Q 8	教育課程に関する法令には、どのようなものがありますか？また、学習指導要領は法的拘束力を有していますか？	8

第 3 章 教育課程の編成

Q 9	教育課程の編成における留意点は何ですか？	9
Q 10	「生きる力」を育むための留意点は何ですか？	10
Q 11	育成を目指す資質・能力は、どのように整理されていますか？（三つの柱）	11
Q 12	学校の教育目標を設定する際の留意点は何ですか？（総合的な学習の時間の目標との関連）	12
Q 13	教科等横断的な視点に立って育成する資質・能力とは、どのような力ですか？（学習の基盤、現代的な諸課題）	13
Q 14	教育課程を編成する上で、特に注意が必要な事項は何ですか？	14

第 4 章 教育課程の実施と学習評価

Q 15	「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善について、具体的に教えてください。	19
Q 16	言語能力の育成を図るために、どのような取組が求められていますか？（言語活動）	20
Q 17	情報活用能力の育成において、身に付けさせたいことは何ですか？（情報モラル）	21

Q18	プログラミング教育には、どのように取り組むと いいですか？	22
Q19	学習意欲の向上は、どのようにすれば図れますか？	23
Q20	体験活動を体系的・継続的に実施していくために、 どのような工夫ができますか？	24
Q21	学校図書館や地域の公共施設をどのように活用して いくことが求められていますか？	25
Q22	学習評価の実施に当たっての留意点は何ですか？	26

第5章 児童生徒の発達への支援

Q23	児童生徒の発達を支援するための具体的な方法 を教えてください。	27
Q24	生徒指導の充実を図るための留意点は何ですか？	28
Q25	キャリア教育の充実を図るための留意点は何ですか？	29
Q26	個に応じた指導は、どのようにして充実を図ると いいですか？	30
Q27	障がいのある児童生徒などへの指導における 留意点は何ですか？	31
Q28	特別支援学級における特別の教育課程の編成に ついての留意点は何ですか？	32
Q29	通級による指導における特別の教育課程の編成 についての留意点は何ですか？	33
Q30	個別の教育支援計画と個別の指導計画は、どう 違いますか？	34
Q31	日本語の習得に困難のある児童生徒への指導に おける留意点は何ですか？	35
Q32	不登校児童生徒への適切な支援を行う上での 留意点は何ですか？	36

第6章 学校運営上の留意事項 他

Q33	学校評価は、カリキュラム・マネジメントと関連 がありますか？	37
Q34	各分野の全体計画の策定に当たっての留意点 は何ですか？	38
Q35	教育課程外の学校教育活動を行うに当たっての 留意点は何ですか？	39
Q36	家庭や地域社会との連携を、どのように図ると よいのでしょうか？	40
Q37	学校相互間の連携を、どのように図るとよいで しょうか？	41
Q38	道徳教育を推進していくための配慮事項を 教えてください。	42

本手引を活用するに当たって

小学校並びに中学校の新しい「学習指導要領」が平成29年3月に告示されました。これからの時代を生きる子どもたちに、私たち教職員、学校はどのように向き合っていかななくてはならないのか、そのために学校教育をどのように変えていくのかを考えるに当たり、学習指導要領の改訂の背景や趣旨を捉えておく必要があります。

そこで、学習指導要領の総則の概要を理解するための手引となるように、「**学習指導要領解説 総則編**」を基にして、この『小学校・中学校 教育課程の編成・実施の手引』を作成しました。

作成に当たっては、次の点を工夫しました。

- 学校からの疑問に答えるQ&Aの形にして、どこからでも読むことができるようにしました。
- 短時間で読むことができるように、内容を1ページにまとめました。
- キーワードとなる言葉を太字で強調しました。
- より詳細に調べるために、また、「学習指導要領解説 総則編」を併せて通読することができるように、全体の構成を解説編の内容の順に揃え、該当ページを右側上方に、小・中学校別に〔小：p.○〕〔中：p.○〕と示しました。

各学校においては、新学習指導要領に対応した教育課程の編成・実施が行われるよう、この手引を有効にご活用ください。

第1章 教育課程の基準の改訂の趣旨

Q 1 : 学習指導要領の改訂には、どのような背景がありますか？

小：p. 1～2

中：p. 1～2

A 1

子どもたちの現状や将来展望、教育課程の課題を踏まえ、新しい時代を切り拓いていくための「生きる力」となる必要な資質・能力を育むことを目指す必要があるためです。

解 説

我が国の社会情勢は、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会構造や雇用環境は大きく急激に変化しています。子どもたちが成人して社会で活躍する頃には、**厳しい挑戦の時代**を迎えていると予想されています。特に、人工知能の飛躍的な進化は、雇用の在り方や学校において獲得する知識の意味にも大きな変化をもたらすと考えられています。

このことは同時に、思考の目的を与えたり、目的のよさ・正しさ・美しさを判断したりできるのは人間の最も大きな強みであるということの再認識につながっています。

このような時代にあって、学校教育には、子どもたちが**様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め知識の概念的な理解を実現し情報を再構築するなどして新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で目的を再構築することができるようにすることが求められています。**

一方、学校内においては、教師の世代交代が進むと同時に教師の世代間のバランスが変化し、教育に関わる様々な経験や知見の継承が課題となっています。また、子どもたちを取り巻く環境の変化により学校が抱える課題も複雑化・困難化する中で、これまでどおり学校の工夫だけにその実現を委ねられることは困難になってきています。

こうした状況を踏まえ、文部科学大臣から平成 26 年 11 月に新しい時代にふさわしい学習指導要領の在り方について中央教育審議会に諮問が行われ、平成 28 年 12 月 21 日にその答申が示されました。この答申を踏まえ、平成 29 年 3 月 31 日に学校教育法施行規則を改正するとともに、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を改訂、公示しています。学習指導要領等は、これまでもおよそ 10 年ごとに改訂されてきています。

Q 2 : 「社会に開かれた教育課程」の実現が重視されるのは、なぜですか？

小 : p. 2

中 : p. 2

A 2

“よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る”という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育むことが必要だからです。

解 説

中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」では、教育課程を通じて、

○子どもたちが**変化の激しい社会を生きるために必要な資質・能力**とは何かを明確にし、教科等を学ぶ本質的な意義を大切にしつつ、教科等横断的な視点も持って育成を目指していくこと

○**社会とのつながりを重視**しながら学校の特色づくりを図っていくこと

○**現実の社会との関わりの中で**子どもたち一人一人の豊かな学びを実現していくこと

が課題となっていると示されています。

これらを乗り越えるため、これからの教育課程には、社会の変化に目を向け、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止めていく「**社会に開かれた教育課程**」としての役割が期待されています。子どもたちが、社会や世界に向き合い関わり合い、自らの人生を切り拓いていくために求められる資質・能力は何かを明確化し育んでいくこと、実施に当たっては、地域の人的・物的資源を活用したり、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図ったりし、その目指すところを社会と共有・連携しながら実現させていくことが重要になります。

そのためには、学習指導要領等が、学校、家庭、地域の関係者が幅広く共有し活用できる「**学びの地図**」としての役割を果たすことができるよう、その枠組みを改善しています。

さらに、各学校において教育課程を軸に学校教育の改善・充実の好循環を生み出す**カリキュラム・マネジメント**の実現を目指すことを求めています。

目の前にいる子どもたちが、変化の激しいこれからの社会に生きていくために、今、何を身に付けなければならないのか。そのためにどうするのか。新学習指導要領をとおして考えてみましょう。

Q3：「カリキュラム・マネジメント」とは
何ですか？

小：p. 5、40～46

中：p. 5、40～46

A3

児童生徒や学校及び地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を**教科等横断的**な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を**評価**してその**改善**を図っていくこと、教育課程の実施に必要な**人的又は物的な体制**を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき**組織的かつ計画的**に各学校の**教育活動の質の向上**を図っていくことです。

解 説

各学校においては、学校全体として、校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かした**カリキュラム・マネジメント**を行うことが必要です。

各学校は、自校にある「学校の教育目標」や、その実現に向けた「教育課程の編成の方針」、「各種指導計画」、「校務分掌や予算の配当などの人的・物的な体制」が、自校の教育活動の質を最大限に高めることができるものとなっているか、教科等を超えて育成される学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応する資質・能力がねらいどおりに育成されているか、地域の人的・物的資源の活用について考えることはできないか、といった点について、学校として組織的、計画的、継続的に、その実施状況を把握して、改善を図っていく視点をもちることが重要です。

カリキュラム・マネジメントの充実を図るには、例えば、

- ①学校評価との関連付けを図り、PDCAサイクルを機能させること
- ②職員会議や学年会、教科主任会など既存の関連の会議の場を生かすこと
- ③学校運営協議会や学校評議員会、保護者説明会、学校だよりなどを活用すること

などが考えられます。

教育課程の編成や改善の手順の一例については、参考として該当ページに六項目にわたって示されていますので、参照するとよいでしょう。しかし、必ずしも一律である必要はなく、それぞれの学校がその実態に即して、創意工夫を重ねながら具体的な手順を考えるべきものである点に留意します。

Q 4 : どのような授業改善の推進が求められていますか？

小：p. 2～4

中：p. 2～4

A 4

子どもたちが、学習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるようにするために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。

解 説

新学習指導要領では、知・徳・体にわたる「生きる力」を子どもたちに育むために「何のために学ぶのか」という各教科等を学ぶ意義を全体で共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していくことができるようにするため、全ての教科等の目標及び内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理しています。

そして、児童生徒に目指す資質・能力を育むために「主体的な学び」、「対話的な学び」、「深い学び」の視点で、各教科等において通常行われている学習活動（言語活動、観察・実験、問題解決的な学習など）の質を向上させることを主眼としています。

これは、授業の方法や技術の改善のみを意図するものではありません。また、1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見通し振り返る場面、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかを考え、実現を図っていきます。

その深い学びの鍵として「見方・考え方」を働かせることが重要になります。各教科等の「見方・考え方」は、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」という、その教科等ならではの物事を捉える視点や考え方です。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の学習と社会をつなぐものであることから、児童生徒が学習や人生において「見方・考え方」を自在に働かせることができるようにすることにこそ、教師の専門性が発揮されることが求められています。

基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題がある場合には、その確実な習得を図ることを重視します。

Q 5 : 今回の改訂によって、各教科等の種類
や授業時数に変更がありますか？

小 : p. 5 ~ 6

中 : p. 5

A 5

小学校では第3・4学年に「外国語活動」を、第5・6学年に「外国語科」を新設します。また、小・中学校における「道徳の時間」は「特別の教科 道徳」として位置付けられています。

解 説

各教科等の種類や授業時数、合科的な指導等については学校教育法施行規則で規定されています。今回は、中学校に関する規定については改正がありませんが、小学校に関する規定については次のような改正があります。

児童生徒が将来どのような職業に就くとしても、外国語で多様な人々とコミュニケーションを図ることができる能力は、生涯にわたる様々な場面で必要とされることが想定され、その基礎的な力を育成するために、**小学校第3・4学年に「外国語活動」を、第5・6学年に「外国語科」を新設することとなります**(第5・6学年の「外国語活動」は廃止)。このため小学校の教育課程は、国語、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び**外国語**の各教科、**特別の教科 道徳**、外国語活動、総合的な学習の時間並びに特別活動によって編成します。

授業時数については、

第3・4学年 外国語活動 年間 35 単位時間

第5・6学年 外国語科 年間 70 単位時間

を充てています。

年間総授業時間数は、**小学校第3学年から第6学年で年間35単位時間増加します。**

また、これまでの「道徳の時間」については、「**特別の教科 道徳**」として平成27年3月に位置付けられ、小学校は平成30年度、中学校は平成31年度から全面実施となります。

《参考》

中学校の社会では、これまで地理的分野 120 単位時間、歴史的分野 130 単位時間で配当されていましたが、これからは地理的分野 115 単位時間、歴史的分野 135 時間に変わります。(『中学校学習指導要領』p.48)

Q6：どうして道徳は教科になったのですか？

小：p. 8～11

中：p. 7～10

A6

これまでの道徳教育を巡っての多くの課題を解決する必要があること、また、教育再生実行会議がいじめの問題等への対応をまとめて道徳教育の重要性を改めて認識したことにより、教科化することが提言され、学校教育法施行規則が改正されました。

解 説

人格の完成及び国民の育成の基盤となるのが道徳性であり、その道徳性を養うことが道徳教育の使命です。しかし、歴史的経緯に影響され、いまだに道徳教育そのものを忌避しがちな風潮があること、他教科等に比べて軽んじられていること、読み物の登場人物の心情理解のみに偏った形式的な指導が行われる例があることなど、多くの課題が指摘されてきました。また、いじめの問題に起因して尊い命が絶たれるといった痛ましい事案まで生じています。

このような現状の下、内閣に設置された教育再生実行会議は、平成25年、いじめの問題が深刻な状況にあるからこそ、制度の改革だけではなく、本質的な問題解決に向かって道徳教育の抜本的な充実を図るとともに、新たな枠組みによって教科化することを提言しました。その後、文部科学省、中央教育審議会での検討を経て、平成27年に道徳の時間を「特別の教科 道徳」として新たに位置付けました。

今回の改正は、いじめの問題への対応の充実や発達段階をより一層踏まえた体系的なものとする観点からの内容の改善、問題解決的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫を図ることなどを示しています。

「特定の価値観を押し付けたり、主体性をもたず言われるままに行動するよう指導したりすることは、道徳教育が目指す方向の対極にあるもの」、「多様な価値観の、時に対立がある場合を含めて、誠実にそれらの価値に向き合い、道徳としての問題を考え続ける姿勢こそ道徳教育で養うべき基本的資質」との答申を踏まえ、発達の段階に応じ、答えが一つではない道徳的な課題を一人一人の児童生徒が自分自身の問題と捉え向き合う「考える道徳」、「議論する道徳」へと転換を図っていきます。

特別の教科となり、教科用図書が用意されます。評価は記述式で、児童生徒の成長を積極的に受け止める個人内評価として、大きくりなまとまりを踏まえて行います。

第2章 教育課程の意義と法令

Q 7 : 教育課程やその基準、学習指導要領のとらえ方について、どのように考えたらよいですか？

小 : p. 12~14

中 : p. 11~13

A 7

各学校においては、**国として統一性を保つ**ために必要な限度で定められた基準や学習指導要領に従いながら、**創意工夫**を加えて、児童生徒や学校、地域の実態に即した教育課程を、**責任をもって**編成、実施することが必要です。

解 説

学校において編成する教育課程は、学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を児童生徒の心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した各学校の教育計画です。

その際、学校の教育目標の設定、指導内容の組織及び授業時数の配当が教育課程の基本的な要素になってきます。

小・中学校は義務教育であり、公の性質を有するものであることから、全国的に一定の教育水準を確保し、全国どこにおいても同水準の教育を受けることのできる機会を保障することが要請されます。このため、学校教育の目的や目標を達成するために各学校において編成、実施される教育課程について、国として一定の基準を設けて、ある限度において国全体としての統一性を保つことが必要となります。

このような観点から、学習指導要領は、法規としての性格を有するものとして、教育の内容等について必要かつ合理的な事項を大綱的に示しており、各学校における指導の具体化については、学校や教職員の裁量に基づく**多様な創意工夫を前提**としています。

具体的には、学習指導要領に示している内容は、**全ての児童生徒に対して確実に指導しなければならない**ものであると同時に、児童生徒の学習状況などその実態等に応じて必要がある場合には、各学校の判断により、学習指導要領に示していない内容を加えて指導することも可能です(**学習指導要領の「基準性」**)。

Q 8 : 教育課程に関する法令には、どのようなものがありますか？また、学習指導要領は法的拘束力を有していますか？

小 : p. 15~17

中 : p. 14~16

A 8

我が国の学校制度は、日本国憲法 of 精神にのっとり、教育基本法や学校教育法などの法令で種々の定めがなされています。学習指導要領は、法令に基づいて国が定めた教育課程の基準なので、従わなくてはなりません。

解 説

○教育基本法

教育の目的（第 1 条）、教育の目標（第 2 条）、生涯学習の理念（第 3 条）、教育の機会均等（第 4 条）、義務教育（第 5 条）、学校教育（第 6 条）、私立学校（第 8 条）、教員（第 9 条）、幼児期の教育（第 11 条）、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力（第 13 条）、政治教育（第 14 条）、宗教教育（第 15 条）、教育行政（第 16 条）、教育振興基本計画（第 17 条）などを定めています。

○学校教育法、学校教育法施行規則

学校教育法では、義務教育の目標を 10 号にわたって規定しています（第 21 条）。その上で小学校の目的（第 29 条）及び目標（第 30 条）、中学校の目的（第 45 条）及び目標（第 46 条）を定めています。さらに、小・中学校の教育課程に関する事項については、文部科学大臣が定めることになっています（第 33 条、第 48 条）。

学校教育法の規定に基づいて、文部科学大臣は、学校教育法施行規則において、小・中学校の教育課程に関するいくつかの基準（各教科、領域の編成や標準授業時数など）を定めています（第 50 条、第 51 条、第 72 条、第 73 条）。

○学習指導要領

学校教育法第 33 条、第 48 条及び学校教育法施行規則第 52 条、第 74 条の規定に基づいて、文部科学大臣は小学校・中学校学習指導要領を告示という形式で定めています。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

教育委員会は学校の教育課程に関する事務を管理、執行し（第 21 条）、教育課程について必要な教育委員会規則を定めるもの（第 33 条）とされています。

第3章 教育課程の編成

Q 9 : 教育課程の編成における留意点は何ですか？

小 : p. 18~23

中 : p. 17~22

A 9

法令並びに学習指導要領の示すところに従い、児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、児童生徒の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮して、適切な教育課程を編成します。

解 説

○教育課程の編成の主体

全教職員の協力の下、校長が責任者となって編成します。

○教育課程の編成の原則

ア 法令並びに学習指導要領の示すところに従います。

法令や学習指導要領の内容について十分理解するとともに創意工夫を加え、学校の特色を生かした教育課程を編成します。

イ 児童生徒の人間として調和のとれた育成を目指し、児童生徒の心身の発達の段階や特性及び学校や地域の実態を十分考慮します。

(ア) 児童生徒の心身の発達の段階や特性

児童生徒の発達の段階に応じた課題を踏まえ、一人一人の多様な能力・適正、興味・関心、性格等を的確に捉え、発達を支援します。

(イ) 学校の実態

学校規模、教職員の状況、施設設備の状況、児童生徒の実態などの人的、物的な体制の実態は学校によって異なります。教育課程の編成はカリキュラム・マネジメントの一環として、このような学校の体制の実態が密接に関連してきます。

(ウ) 地域の実態

地域社会の現状を、歴史的な経緯や将来への展望なども含めて把握します。また、地域の教育資源や学習環境の実態を考慮します。

家庭や地域社会と学校の連携を密にする観点から、保護者や地域住民が学校運営に参画する学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）や地域学校協働活動等の推進の取組を更に広げ、地域とともにある学校づくりが進められていくことが期待されています。

Q10 : 「生きる力」を育むための留意点は何ですか？

小 : p. 23～34

中 : p. 22～34

A10

各学校の創意工夫を生かした特色ある教育活動を通して、児童生徒に**確かな学力、豊かな心、健やかな体**を育むことを目指します。

解 説

確かな学力、豊かな心、健やかな体に対応する中心的な事項は次に示すとおりです。詳細については該当ページに示されています。これらは学校教育を通じて、相互に関連し合いながら一体的に実現されるものです。

(1) 確かな学力

- ・基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成
- ・主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育の充実
- ・児童生徒の発達の段階を考慮して、児童生徒の言語活動など、学習の基盤をつくる活動の充実
- ・家庭と連携を図りながら、児童生徒の学習習慣が確立するよう配慮

(2) 豊かな心

- ・道徳教育や体験活動、多様な表現や鑑賞の活動等を通じた豊かな心や創造性の涵養
- ・特別の教科 道徳を要として教育活動全体を通じた道徳教育の実施
- ・自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性の育成

(3) 健やかな体

- ・学校の教育活動全体を通じた、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育
- ・食育の推進、体力の向上に関する指導、安全に関する指導、心身の健康の保持増進に関する指導の取組
- ・家庭や地域社会との連携による日常生活における適切な体育・健康に関する活動の実践の促し、生涯を通じた健康・安全で活力ある生活を送るための基礎づくり

Q11：育成を目指す資質・能力は、どのように整理されていますか？

小：p. 35～40

中：p. 35～40

A11

育成を目指す資質・能力を確実に捉えられるようにするとともに、教科等横断的な視点で教育課程を編成・実施できるように、「知識及び技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養という、三つの柱で整理されています。

解 説

「生きる力」の育成には、「何を学ぶか」という教育の内容を重視しつつ、その内容を学ぶことで「何ができるようになるか」を併せて重視する必要があります。各教科等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを指導のねらいとして設定していくために、三つの柱の育成がバランスよく実現できるよう留意します。

(1) 知識及び技能が習得されるようにすること

資質・能力の育成は、児童生徒が「何を理解しているか、何ができるか」に関わる知識及び技能の質や量に支えられています。他の二つの柱との相互の関係を見通しながら、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得していくことが重要です。また、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、知識を他の学習や生活の場面で活用できるようにしたりするための学習が必要です。

(2) 思考力、判断力、表現力等を育成すること

「理解していることやできることをどう使うか」に関わる「思考力、判断力、表現力等」は、未知の状況の中でも、その状況と自分との関わりを見つめて具体的に何をなすべきかを整理したり、既得の知識や技能をどのように活用し、必要となる新しい知識や技能をどのように得ればよいのかを考えたりするなどの力です。各教科等の特質に応じて育むとともに、教科等横断的な視点に立って育むようにすることが重要です。

(3) 学びに向かう力、人間性等を涵養すること

「どのように社会や世界と関わり、よりよい人生を送るか」に関わる「学びに向かう力、人間性等」は、他の二つの柱をどのような方向性で働かせていくかを決定付ける重要な要素です。豊かな教育実践を生かし、体験活動を含めて社会や世界との関わりの中で、学んだことの意義を実感できるような学習活動を充実させていくことが重要です。

**Q12：学校の教育目標を設定する際の留意点
は何ですか？**

小：p. 47～48

中：p. 47～48

A12

学校の教育目標は、**法令**に定める学校教育の目的や目標及び教育課程の基準に基づき、各学校が当面する**教育課題の解決**を目指し、**両者を統一的に把握**して設定することが重要です。

解 説

各学校において教育目標を設定する際には、次の点を踏まえてください。

- (1) 法律及び学習指導要領に定められた目的や目標を前提とするものであること
- (2) 教育委員会の規則、方針等に従っていること
- (3) 学校として育成を目指す資質・能力が明確であること
- (4) 学校や地域の実態等に即したものであること
- (5) 教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものであること
- (6) 評価が可能な具体性を有すること

各学校が定めることとされている**総合的な学習の時間の目標**については、学校の教育目標との関連を図るようにします。児童生徒や学校、地域の実態に応じてふさわしい探究課題を設定することができるという総合的な学習の時間の特質が、各学校の教育目標の実現に生かされるようにしていく必要があります。

総合的な学習の時間は、教科等横断的な視点に立って編成される今後の教育課程において、いわば学びの要として重要な役割を果たしてきます。

「**社会に開かれた教育課程**」の理念に基づき、目指すべき教育の在り方を家庭や地域と共有し、その連携及び協働のもとに教育活動を充実させていくためには、各学校の教育目標を含めた教育課程の編成についての基本的な方針を、家庭や地域とも共有していくことが重要です。そのためにも、例えば、学校経営方針やグランドデザイン等の策定や公表を効果的に行っていくことが求められます。

Q13：教科等横断的な視点に立って育成する資質・能力とは、どのような力ですか？

小：p.48～54

中：p.48～54

A13

言語能力や情報活用能力などのように教科等を越えた**全ての学習の基盤**として生まれ活用される力や、児童生徒が**現代的な諸課題**に対応できるようになるために必要な力のことです。

解 説

目指す資質・能力を育成するに当たっては、教科等ごとの枠の中だけではなく、教育課程全体を通じて目指す教育目標の実現に向けた各教科等の位置付けを踏まえ、教科等横断的な視点をもってねらいを具体化したり、他の教科等における指導との関連付けを図りながら、幅広い学習や生活の場面で活用できる力を育むことを目指したりしていくことが重要です。

各学校においては、児童生徒の発達の段階を考慮し、

- ・言語能力
- ・情報活用能力（情報モラルを含む）
- ・問題発見・解決能力

等の学習の基盤となる資質・能力を育成していくことができるよう、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図ります。

また、児童生徒や学校及び地域の実態及び児童生徒の発達の段階を考慮し、豊かな人生の実現や災害等を乗り越えて次代の社会を形成することに向けた現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力として、例えば、

- ・健康・安全・食に関する力
- ・主権者として求められる力
- ・新たな価値を生み出す豊かな創造性
- ・グローバル化の中で多様性を尊重するとともに、現在まで受け継がれてきた我が国固有の領土や歴史について理解し、伝統や文化を尊重しつつ、多様な他者と協働しながら目標に向かって挑戦する力
- ・地域や社会における産業の役割を理解し地域創生等に生かす力
- ・自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会をつくる力
- ・豊かなスポーツライフを実現する力

などが考えられます。

Q14：教育課程を編成する上で、特に注意が必要な事項は何ですか？

小：p.54～75

中：p.54～75

A14

教育課程の編成に当たっては、**必ず取り扱わなくてはならない事項**が学習指導要領に規定されています。まずは学習指導要領に示されている事項を十分研究することが必要です。

解 説

教育課程の編成における共通的事項として、次の点については特に注意が必要です。詳細は該当ページをお読みください。

① 内容の取扱いの原則

- ☐ 学習指導要領第2章以下に示す各教科等の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱わなくてはなりません。
- ☐ 学校において特に必要がある場合には、学習指導要領に示されていない内容を加えて指導できます。ただし、各教科等の目標や内容の趣旨を逸脱したり、児童の負担過重となったりしないようにします。

② 学年の目標及び内容をまとめて示した教科の内容の取扱い（小学校）

- ☐ 学年の内容を2学年まとめて示した国語、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語の各教科、外国語活動については、児童の発達の特性及び学校や地域の実態を考慮し、2学年間を見通した適切な指導計画を作成し効果的な指導ができるようにする必要があります。その際、内容に示している指導事項については、音楽科における共通教材、体育科の保健に関する指導事項、生活科や家庭科における特定の指導事項などのように特に示す場合を除き、いずれかの学年に分けて指導したり、いずれの学年においても指導したりして、確実に身に付けるようにします。

③ 複式学級の場合の教育課程編成の特例（島根県においては小学校）

- ☐ 複式学級では、特に必要がある場合、各教科及び道徳科の目標の達成に支障のない範囲内で、学年別の順序によらないことができます。（単式学級では学年別の順序によらなくてはなりません。）

※ 詳細は『複式学級指導の手引』（島根県教育委員会）を参照

④ 選択教科を開設する際の留意事項（中学校）

- 各教科や特に必要な教科を選択教科として開設し、生徒に履修させることができます。その場合、全ての生徒に指導すべき内容との関連を図りつつ、授業時数及び内容を適切に定め、指導計画を作成します。

⑤ 道徳教育の内容

- 道徳教育の内容は、「第3章特別の教科道徳」の「第2 内容」に示すとおりです。学校の道徳教育の目標を踏まえ、重点的に指導する内容項目を設定し、計画的、発展的に指導できるようにすることが必要です。

⑥ 授業時数等の取扱い

- 各教科等の年間授業時数の標準は別表（p. 18）のとおりです。また、特別活動のうち、児童会・生徒会活動及び学校行事、クラブ活動（小学校）について、それらの内容に応じ、適切な授業時数を充てます。
- 各教科等の授業は、年間 35 週（小学校第 1 学年については 34 週）以上にわたって行うようにし、35 週にわたって平均的に配当するほか、効果的な場合には、休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、特定の期間に行うことができます。
- 授業時数の 1 単位時間を小学校 45 分、中学校 50 分として計算した別表（p. 18）に定める年間授業時数を確保しなくてはなりません。
- 児童会・生徒会活動、クラブ活動（小学校）及び学校行事については、各学校において適切な時間を定めます。
学校行事については、行事の種類ごとに、行事及びその内容を重点化するとともに、各行事の趣旨を生かした上で、行事間の関連や統合を図るなど精選して実施することとしており、学校においてはそのことに留意して授業時数を定めることが大切です。
- 各教科等の特質に応じ、10 分から 15 分程度の短い時間を活用して指導を行う場合、当該教科等を担当する教師が、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通した中で、その指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を、責任をもって行う体制が整備されているときは、年間授業時数に含めることができます。

よって、例えば、道徳科や特別活動（学級活動）の授業を毎日 10～15 分程度の短い時間を活用して行うことは、通常考えられません。また、外国語学習（小学校）の特質を踏まえ、短時間の授業を行う際は、まとまりのある授業時間を確保した上で、両者の関連性を明確にする必要があります。児童生徒が自らの興味や関心に応じて選んだ図書について読書活動を実施するなど指導計画に位置付けることなく行われる活動は、授業時数外の教育活動となることは言うまでもありません。

⑦ 時間割の弾力的な編成

- 各学校においては、時間割を年間で固定するのではなく、児童生徒や学校、地域の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じ、弾力的に組み替えることに配慮する必要があります。

また、年間の授業週数については、年間 35 週以上にわたって行うことなく特定の期間に行うことができること、授業の 1 単位時間については各学校において定めることをそれぞれ規定しています。

⑧ 年間授業日数

- 国の基準では直接定めていませんが、通常は休業日を除いた日が授業日として考えられています。休業日については、学校教育法施行令第 29 条及び学校教育法施行規則第 61 条、第 79 条で定められています。

学習指導要領で示している各教科等の内容の指導に支障のないよう、適切な日数を確保する必要があります。

⑨ 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替

- 総合的な学習の時間における学習活動により特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができます。なお、総合的な学習の時間において、総合的な学習の時間と特別活動の両方の趣旨を踏まえた体験活動を実施した場合に特別活動の代替を認めるものであって、特別活動において体験活動を実施したことをもって総合的な学習の時間に代替を認めるものではありません。このほか、例えば、補充学習のような専ら特定の教科等の知識及び技能の習得を図る学習活動や運動会のような特別活動の健康安全・体育的行事の準備などを総合的な学習の時間に行うことは、総合的な学習の時間の趣旨になじみません。

⑩ 合科的・関連的な指導（小学校）

- 合科的な指導は、教科のねらいをより効果的に実現するため、単元又は1コマの時間の中で、複数の教科の目標や内容を組み合わせて学習活動を展開するものです。関連的な指導は、教科等別に指導するに当たって、各教科等の指導内容の関連を検討し、時期や方法などについて相互の関連を考慮して指導するものです。

特に、小学校入学当初においては、**スタートカリキュラム**として、**生活科を中心とした合科的・関連的な指導**や、1コマを45分ではなく短い時間に区切って設定するなど、工夫が重要です。

授業時数は、原則としてそれに関する教科の授業時数から充当することになります。指導に要する授業時数をあらかじめ算定し、関連する教科を教科ごとに指導する場合の授業時数の合計とおおむね一致するように計画します。

※ 中学校においても、各教科等及び各学年相互間の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにします。

⑪ 学校段階等間の接続

- 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにします。（小学校）

- 小学校学習指導要領や中学校学習指導要領を踏まえ、小学校と中学校の連携を深めていくことで円滑な接続を図ります。例えば、学校運営協議会等の合同開催や管理職間での教育目標等の共有、教職員の合同研修会などでの指導の改善、同一中学校区内での保護者間の連携・交流を深め、取組の成果を共有するなどの工夫が考えられます。

特に、義務教育学校等においては、9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成し、小学校と中学校とで一体的な教育内容と指導体制を確立して特色ある教育活動を展開していくことが重要となります。

- 高等学校学習指導要領を踏まえ、高等学校教育及びその後の教育との円滑な接続が図られるよう工夫します。（中学校）

●別表

各教科等の標準授業時数は次のとおりです。

【小学校】

区 分	各教科										道 徳 科	外 国 語 活 動	総 合 的 な 学 習	特 別 活 動	総 授 業 時 間 数
	国 語	社 会	算 数	理 科	生 活	音 楽	図 画 工 作	家 庭	体 育	外 国 語					
1年	306		136		102	68	68		102		34			34	850
2年	315		175		105	70	70		105		35			35	910
3年	245	70	175	90		60	60		105		35	35	70	35	980
4年	245	90	175	105		60	60		105		35	35	70	35	1015
5年	175	100	175	105		50	50	60	90	70	35		70	35	1015
6年	175	105	175	105		50	50	55	90	70	35		70	35	1015

【中学校】

区 分	各教科									道 徳 科	総 合 的 な 学 習	特 別 活 動	総 授 業 時 間 数
	国 語	社 会	数 学	理 科	音 楽	美 術	保 健 体 育	技 術 ・ 家 庭	外 国 語				
1年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	50	35	1015
2年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	70	35	1015
3年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	70	35	1015

この表の授業時数の1単位時間は、小学校45分、中学校50分です。特別活動の授業時数は学級活動(学校給食に係るものを除く)に充てるものとします。

第4章 教育課程の実施と学習評価

Q15：「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善について、具体的に教えてください。

小：p.76～80

中：p.76～80

A15

資質・能力の三つの柱をバランスよく育成できるよう、内容や時間のまとまりを見通し、各教科等の「見方・考え方」を働かせながら、**学習の過程**を重視した学習の充実を図ります。

解 説

中央教育審議会において、以下の三つの視点に立った授業改善を行うことが示されています。

- ① 学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているかという視点
- ② 子ども同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているかという視点
- ③ 習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「**見方・考え方**」を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう「**深い学び**」が実現できているかという視点

主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや変容を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくり出すために児童生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった観点で進めることが重要です。

特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」です。**学習の過程**を重視して、具体的な**学習内容**、単元や題材の**構成**や学習場面等に応じた**方法**について研究を重ね、ふさわしい方法を選択しながら、工夫して実践していくことが重要です。

Q16：言語能力の育成を図るために、どのような取組が求められていますか？

小：p.80～83

中：p.80～83

A16

言語環境を整えるとともに、言語能力を育成する中核的な教科である国語科を要としつつ、各教科等の特質に応じて、言語活動の充実を図ります。

解 説

児童生徒の言語活動は、児童生徒を取り巻く言語環境によって影響を受けることが大きいので、学校生活全体における言語環境を望ましい状態に整えておくことが大切です。

例えば、

- ① 教師は正しい言葉で話し、黒板などに正確で丁寧な文字を書くこと
- ② 校内の掲示板やポスター、児童生徒に配布する印刷物において用語や文字を適正に使用すること
- ③ 校内放送において、適切な言葉を使って簡潔に分かりやすく話すこと
- ④ より適切な話し言葉や文字が用いられている教材を使用すること
- ⑤ 教師と児童生徒、児童生徒相互の話し言葉が適切に用いられているような状況をつくること
- ⑥ 児童生徒が集団の中で安心して話ができるような教師と児童生徒、児童生徒相互の好ましい人間関係を築くこと

などに留意する必要があります。

なお、言語環境をはじめ、学校教育活動を通じ、色のみによる識別に頼った表示方法をしないなどの配慮も必要です。

言語活動は、言語能力を育成するとともに、各教科等の指導を通して育成を目指す資質・能力を身に付けるために充実を図るべき学習活動です。各教科等の特質に応じた言語活動をどのような場面で、またどのような工夫を行い取り入れるかを考え、計画的・継続的に改善・充実を図ることが期待されています。

また、**読書活動**は、多くの語彙や多様な表現を通して様々な世界に触れ、これを疑似的に体験したり知識を獲得したりして、新たな考え方に合うことを可能にするものであり、言語能力を向上させる重要な活動の一つです。

Q17：情報活用能力の育成において、身に付けさせたいことは何ですか？

小：p.83～87

中：p.83～85

A17

コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を日常的・効果的に活用した学習活動の充実を図ることが重要です。また、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材などの教材・教具の適切な活用も図ります。これらは、情報モラルの指導を含みます。

小学校においては、情報手段の基本的な操作の習得に関する学習活動及びプログラミングの体験を通して論理的思考力を身に付けるための学習活動を、カリキュラム・マネジメントにより各教科等の特質に応じて計画的に実施することとしています。

解説

これからの社会において、児童生徒が情報を主体的に捉えながら、何が重要かを主体的に考え、見いだした情報を活用しながら他者と協働し、新たな価値の創造に挑んでいけるようにするため、情報活用能力の育成が極めて重要となっています。情報活用能力は学習の基盤となる資質・能力であり、確実に身に付けさせる必要があるとともに、身に付けた力を発揮することにより、各教科等における主体的・対話的で深い学びにつながっていくことが期待されるものです。

各教科等の指導に当たっては、教師がこれらの情報手段のほか、各種の統計資料や新聞、視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ることが重要です。教師は機器の操作等に習熟するだけでなく、それぞれの教材・教具の特性を理解し、指導の効果を高める方法について絶えず研究することが求められます。

学校や教師は情報技術やサービスの変化等、その実態や影響に係る最新の情報の入手に努めましょう。

さらに、情報活用能力には情報モラルが含まれています。情報モラルとは、「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」です。情報発信による他人や社会への影響、ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味、健康を害するような行動について考えさせる学習活動などを通じて、児童生徒に情報モラルを確実に身に付けさせるようにすることが必要です。

Q18：プログラミング教育には、どのように取り組むといいですか？

小：p.83～87

A18

プログラミング言語を覚えたり、プログラミングの技能を習得したりといったことではなく、「**プログラミング的思考※**」を身に付けるための学習活動を取り上げます。

解 説

プログラミング教育のねらいは、論理的思考力を育むとともに、プログラムの働きやよさ、情報社会がコンピュータをはじめとする情報技術によって支えられていることなどに気付き、身近な問題の解決に主体的に取り組む態度やコンピュータ等を上手に活用してよりよい社会を築いていこうとする態度などを育むこと、さらに、教科等で学ぶ知識及び技能等をより確実に身に付けさせることにあります。

将来どのような職業に就くとしても時代を越えて普遍的に求められる「**プログラミング的思考※**」を育むため、小学校においては、児童がプログラミングを体験しながら、コンピュータに意図した処理を行わせるために必要な**論理的思考力**を身に付けるための学習活動を計画的に実施することとしています。

(※ 自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力)

小学校においては、教育課程全体を見渡し、プログラミングを実施する単元を位置付けていく学年や教科等を決定する必要があります。

なお、小学校学習指導要領では、**算数科、理科、総合的な学習の時間**において、内容やその取扱いについて例示されていますが、例示以外の内容や教科等においても、学校の教育目標や児童の実情等に応じて工夫して取り入れていくことが求められます。

こうした学習活動を実施するに当たっては、地域や民間等と連携し、それらの教育資源を効果的に活用していきましょう。

Q19：学習意欲の向上は、どのようにすれば図れますか？

小：p.87～90

中：p.85～89

A19

学習の見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れたり、自ら学習課題や学習活動を選択する機会を設けたりするなどの工夫によって、**児童生徒の興味・関心**を生かした**自主的・自発的**な学習を促します。

解 説

主体的な学びを実現するに当たって、児童生徒が学ぶことに興味や関心をもつことや、見通しをもって粘り強く取り組むこと、自己の学習活動を振り返って次につなげることが重要になります。

そこで、各教科等の指導においては、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図るとともに、これらの活用を図る学習活動を行うに当たって、児童生徒が主体的に自分の生活体験や興味・関心をもとに課題を見付け、自分なりに方法を選択して解決に取り組むことができるように配慮することが考えられます。

さらに、**総合的な学習の時間**でも、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて授業改善を進めるに当たり、児童生徒の興味・関心等に基づく学習を行うなど創意工夫を生かした教育活動の充実を図ることが重要です。

また、児童生徒が**家庭において**学習の見通しを立てて予習をしたり学習した内容を振り返って復習したりする**習慣の確立**などを図ります。

これらの指導は、児童生徒の自立心や自律性を育む上で重要であることを踏まえ、その充実に努めるとともに、児童生徒の実態に応じ、きめ細かな相談に応じたり様々な情報を提供したりすることにも配慮する必要があります。

学習することの意味、課題発見、学習の見通し、振り返りを大切にし、学校でも家庭でも児童生徒の「学習のPDCA」のサイクルを回していきましょう。

Q20：体験活動を体系的・継続的に実施していくために、どのような工夫ができますか？

小：p.88～89

中：p.86～87

A20

各教科等の特質に応じて教育課程を編成し、**体験活動**の意義や効果について家庭や地域と共有し連携・協働して体験活動の機会を確保していきます。また、規定等を踏まえて柔軟な年間指導計画を作成することができます。

解 説

今回の改訂でも、児童生徒を取り巻く環境等を踏まえ、児童生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解するために、体験活動を重視しています。

そこで、集団の中で体系的・継続的な活動を行うことのできる学校の場合を生かして、地域・家庭と連携・協働して、体験活動の機会を確保していくことが大切です。学校においては、**生活科や総合的な学習の時間、特別活動**はもとより、**各教科等の特質に応じて教育課程を編成していくことが必要**です。

また、体験活動を継続的に実施していくためには、その時間の確保も課題となります。この点では、各教科等の指導に当たり教科等の特質に応じた体験を伴う学習の時間を確保するだけでなく、**時間割の弾力的な編成や合科的・関連的な指導の規定等**を踏まえ、例えば、自然体験や社会体験を行う長期集団宿泊活動において、各教科等の内容に関わる体験を伴う学習や探究的な活動が効果的に展開できると期待される場合、教科等の学習を含む計画を立て、授業時数に含めて扱う柔軟な年間指導計画を作成するなど、学校の教育活動の全体を通して体験活動の機会の充実を図る工夫をすることも考えられます。

各教科等の特質やその関連を踏まえ、児童生徒の様々な学習機会がより効果的なものとなるようにしていくことが、カリキュラム・マネジメントの重要な視点です。

これらの学習を展開するに当たっては、学習の内容と児童生徒の発達の段階に応じて**安全への配慮**を十分に行わなければなりません。

Q21：学校図書館や地域の公共施設を
どのように活用していくことが
求められていますか？

小：p.90～92

中：p.89～90

A21

学校図書館の「**読書センター**」、「**学習センター**」、「**情報センター**」としての機能を計画的に利活用し、自主的、自発的な**学習活動**や**読書活動**を充実することが求められています。また、地域の公共施設の活用も積極的に図り、**資料を活用**した情報の収集や鑑賞等の学習活動を充実します。

解 説

これからの学校図書館には、読書活動の推進のために利活用されることに加え、調べ学習や新聞を活用した学習など、各教科等の様々な授業で活用されることにより、学校における言語活動や探究活動の場となり、授業改善に資する役割が一層期待されています。

そこで、学校においては、児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境として整えることが大切です。

そして、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実させていくことも大切です。

こうした学校図書館の利活用を進めるに当たって、図書館資料（図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料、電子資料等）について、発達障がいを含む障がいのある児童生徒の年齢や能力等に配慮することも含め、児童生徒の発達の段階を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めます。

また、学校図書館の館長としての役割を担う校長のリーダーシップの下、運営等に当たる**司書教諭及び学校司書の連携・協力**による組織的な取組を展開していきましょう。

なお、**資料調査**や**本物の芸術**に触れる鑑賞の活動等を充実させるため、地域の図書館、博物館、美術館、劇場、音楽堂等の施設も積極的に活用することも重要です。

各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めましょう。

Q22：学習評価の実施に当たっての留意点は何ですか？

小：p. 92～94

中：p. 90～92

A22

児童生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、児童生徒が学習したことの意義や価値を実感できるようにすることで、自分自身の目標や課題をもって学習を進めていけるようにしていきます。

解 説

実際の評価においては、各教科等の目標の実現に向けた学習の状況を把握するために、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、適切な場面で評価を行います。学習の成果だけでなく、**学習の過程**を一層重視します。特に、他者との比較ではなく、児童生徒一人一人のもつよい点や可能性などの多様な側面、進歩の様子などを把握し、学年や学期にわたって**どれだけ成長したか**という視点を大切にします。また、教師による評価とともに、児童生徒の学習活動としての相互評価や自己評価などを工夫することも大切です。

今回の改訂では、各教科等の目標を資質・能力の三つの柱で再整理しており、目標に準拠した評価を推進するために、観点別学習状況の評価について、「**知識・技能**」、「**思考・判断・表現**」、「**主体的に学習に取り組む態度**」の3観点に整理しています。「知識」には、個別の事実的な知識のみではなく、それらが相互に関連付けられ、さらに社会の中で生きて働く知識となるものが含まれていることに留意が必要です。

「学びに向かう力、人間性等」には、「主体的に学習に取り組む態度」として観点別評価（学習状況を分析的に捉える）を通じて見取ることができる部分と、**個人内評価**（個人のよい点や可能性、進歩の状況について評価する）を通じて見取る部分があることにも留意します。

資質・能力のバランスのとれた学習評価を行っていくためには、指導と評価の一体化を図る中で、論述やレポートの作成、発表、グループでの話し合い、作品の制作等といった**多様な活動**を評価の対象とします。

学習評価の実施に当たっては、学習評価の妥当性や信頼性が高められること、授業改善や組織運営の改善に向けた学校教育全体の取組に位置付けること、学年間や学校間の円滑な接続につながるようにすることが大切です。

第5章 児童生徒の発達の支援

Q23：児童生徒の発達を支援するための具体的な方法を教えてください。

小：p. 95～98

中：p. 93～95

A23

主に集団の場面で必要な指導や援助を行う**ガイダンス**と、主に個別の会話・面談や言葉がけを通して指導や援助を行う**カウンセリング**の双方により支援します。

解 説

学校は、児童生徒にとって伸び伸びと過ごせる楽しい場でなければなりません。学級は、児童生徒にとって学習や学校生活の基盤であり、学級経営はとても重要です。学級担任は、学校・学年経営を踏まえて、調和のとれた学級経営の目標を設定し、指導の方向及び内容を学級経営案として整えるなど、学級経営の全体的な構想を立てる必要があります。学級経営を行う上で最も重要なことは学級の児童生徒一人一人の実態を把握すること、すなわち**確かな児童理解・生徒理解**です。日ごろから、児童生徒の気持ちを理解しようとする姿勢は、児童生徒との信頼関係を築く上で極めて重要です。校長や教頭の指導の下、学年の教師や生徒指導の主任、さらに養護教諭など他の教職員と連携しながら、開かれた学級経営の実現を目指す必要があります。

このため、児童生徒の発達の特性や教育活動の特性を踏まえて、あらかじめ適切な時期や機会を設定し、ガイダンスとカウンセリングの双方により、児童生徒の発達を支援することが重要です。

ガイダンス機能の充実を図るためには、学習活動など学校生活への適応、好ましい人間関係の形成、学業等における選択、自己の生き方などに関わって、児童生徒がよりよく適応し、主体的な選択やよりよい自己決定ができるよう、適切な情報提供や案内・説明、活動体験、各種の援助・相談活動などを**学校として**進めていきます。単なる事前の説明や資料配布に限定されるものではありません。

また、カウンセリングの実施に当たっては、個々の児童生徒の多様な実態や一人一人が抱える課題やその背景などを把握すること、**早期発見・早期対応**に留意すること、スクールカウンセラー等の活用や関係諸機関との連携などに配慮することが必要です。

**Q24：生徒指導の充実を図るための留意点
は何ですか？**

小：p. 98～100

中：p. 95～97

A24

生徒指導は学習指導と並んで重要な意義をもつものであり、相互に深く関わっています。生徒指導が、一人一人の児童生徒の健全な成長を促し、児童生徒自ら現在および将来における自己実現を図っていくための**自己指導能力の育成**を目指すという積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、学習指導と関連付けながら、その一層の充実を図っていく必要があります。

解 説

一人一人の児童生徒はそれぞれ違った能力・適正、興味・関心等をもっています。また、児童生徒の生育環境も将来の夢や希望等も異なります。学級担任の教師の**日ごろの人間的な触れ合い**に基づくきめ細かい観察や面接などに加えて、学年の教師、専科担当教師、養護教諭などによるものを含めて、**広い視野から児童理解・生徒理解**を行うことが大切です。

特別活動における学級活動などは、生徒指導のための中核的な時間となると考えられます。そして、学校の教育活動全体を通じて生徒指導の機能が発揮できるようにします。

分かる喜びや学ぶ意義を実感できない授業は児童生徒にとって苦痛であり、児童生徒の劣等意識を助長し、情緒の不安定をもたらし、様々な問題行動を生じさせる原因となることも考えられます。

生徒指導を進めるに当たっては、全教職員の共通理解を図り、学校としての協力体制・指導体制を築きます。その上で家庭や地域社会及び関係諸機関等との連携・協力を密にし、児童生徒の健全育成を広い視野から考える**開かれた生徒指導**の推進を図ることが重要です。

そのためには、保護者との間で学校だよりや学級・学年通信等、あるいはPTAの会報、保護者会などにより相互の交流を通して、児童理解・生徒理解、児童生徒に対する指導の在り方等について共通理解をしておく必要があります。また、地域懇談会や関係諸機関等との懇談会などを通して交流と連携を深めるなど、日ごろから生徒指導の充実に取り組む必要があります。

Q25：キャリア教育の充実を図るための
留意点は何ですか？

小：p.100～101

中：p.97～99

A25

特別活動の学級活動を要としながら、総合的な学習の時間や学校行事、道徳科や各教科における学習、教育相談等の機会を生かしつつ、教育活動全体を通じて必要な資質・能力の育成を図っていきます。

解 説

キャリア教育とは、児童生徒に学校で学ぶことと社会との接続を意識させ、一人一人の**社会的・職業的自立**に向けて必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促す教育です。教育活動全体の中で**基礎的・汎用的能力**を育むものであり、夢をもつことや職業調べなどの固定的な活動だけに終わらないよう、「働くこと」の現実や必要な資質・能力の育成につなげていく指導が大切です。

将来の生活や社会と関連付けながら、見通しをもったり、振り返ったりする機会を設けるなど主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めることが、キャリア教育の視点からも求められます。

キャリア教育を進めるに当たっては、校長のリーダーシップのもと、校内の組織体制を整備し、学年や学校全体の教師が共通の認識に立って指導計画の作成に当たるなど、それぞれの役割・立場において協力して指導に当たります。

その実施においては、職場見学（小学校）、職場体験活動（中学校）や社会人講話などの機会の確保が不可欠です。「社会に開かれた教育課程」の理念のもと、幅広い地域住民等（キャリア教育や学校との連携をコーディネートする専門人材、高齢者、若者、PTA・青少年団体、企業・NPO等）と目標やビジョンを共有し、連携・協働して児童生徒を育てていくことが求められています。

また、家庭・保護者との共通理解を図りながら進めることも重要です。

『小学校キャリア教育の手引き<改訂版>』（2011年5月）
『中学校キャリア教育の手引き』（2011年3月）（いずれも文部科学省）には、キャリアの定義やキャリア教育の必要性和意義について、詳細に解説されています。

Q26：個に応じた指導は、どのようにして
充実を図るといいですか？

小：p. 101～104

中：p. 99～102

A26

個に応じた指導方法については、児童生徒の発達の段階や学習の実態などに配慮しながら、従来から取り組まれてきた一斉指導に加え、**個別指導やグループ別指導**といった学習形態の導入、理解の状況に応じた**繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、児童生徒の興味・関心や理解の状況に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習**などの学習活動を取り入れた指導などを柔軟かつ多様に導入すること、学校が一体となって工夫改善を進めていくことが重要です。

解 説

教師は個々の児童生徒それぞれに違う特性等を十分理解し、それに応じた指導を行うことが必要であり、指導方法の工夫改善を図ることが求められます。

また、児童生徒が主体的に学習を進められるようになるために、学習内容のみならず、学習方法への注意を促し、それぞれの児童生徒が**自分にふさわしい学習方法を模索**するような態度を育てることも必要です。そのための児童生徒からの相談にも個別に応じることが望まれます。なお、こうした指導方法の工夫は、学習の遅れがちな児童生徒には特に配慮します。

個に応じた指導方法については、それぞれに留意点があります。例えば、学習内容の習熟の程度に応じた指導については、児童生徒に優越感や劣等感を生じさせたり、学習集団による学習内容の分科が長期化・固定化するなどして学習意欲を低下させたりすることがないように十分留意する必要があります。個に応じた指導の導入を検討する際には該当箇所をよく読んで、**適切に導入**してください。

指導体制の工夫については、教師一人一人にも様々な特性があるので、それを生かしたり、学習形態によっては、教師が協力して指導したりすることにより、指導の効果を高めるようにします。具体的には、**ティーム・ティーチング、合同授業、共同研究や研修**などが考えられます。

コンピュータ等の情報手段を適切に活用することも有効です。

Q27：障がいのある児童生徒などへの指導における留意点は何ですか？

小：p. 104～106

中：p. 102～104

A27

今回の改訂では、総則のほか、各教科等においても、「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」に当該教科等の指導における障がいのある児童生徒などに対する学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが規定されています。

解 説

障がいのある児童生徒などには、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障がい、情緒障がい、自閉症、LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）などのほか、学習面又は行動面において困難のある児童生徒で発達障がいの可能性のある者も含まれています。

「障害者の権利に関する条約」に掲げられている教育の理念の実現に向けて、通常の学級にも教育上特別の支援を必要とする児童生徒が在籍していることを前提に、全ての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分理解することが不可欠です。

このような障がいの種類や程度を的確に把握した上で、障がいのある児童生徒などの「困難さ」に対する「指導上の工夫の意図」を理解し、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導に当たっていく必要があります。また、このような考え方は学習状況の評価に当たって児童生徒一人一人の状況をきめ細かに見取っていく際にも参考となります。その際に、小・中学校学習指導要領解説の各教科等編のほか、文部科学省が作成する「教育支援資料」などを参考にしながら、全ての教師が障がいに関する知識や配慮等についての正しい理解と知識を深め、障がいのある児童生徒などに対する組織的な対応ができるようにします。校長は、特別支援教育実施の責任者として、校内委員会を設置して、特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付けるなど、学校全体の特別支援教育体制を充実させる必要があります。

その際、児童生徒の障がいの状態等に応じた指導を充実させるためには、特別支援学校等に対し専門的な助言又は援助を要請するなどして、計画的、組織的に取り組むことが重要です。

Q28：特別支援学級における特別の教育課程の編成についての留意点は何ですか？

小：p. 106～109

中：p. 104～106

A28

障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るため、**自立活動**を取り入れ、**個別の指導計画**を作成して指導を展開します。また、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標に替えたり、各教科を、知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えたりするなどして、**実態に応じた教育課程**を編成します。

解 説

特別支援学級は、知的障がい者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他障がいのある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なものである児童生徒を対象とする学級であるとともに、小・中学校の学級の一つであり、学校教育法に定める**小・中学校の目的及び目標を達成する**ものでなければなりません。

自立活動については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示されています。自立活動の内容として、「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」及び「コミュニケーション」の**6区分の下に27項目**を設けています。その全てを取り扱うものではなく、個々の児童生徒の障がいの状態等の的確な把握に基づき、障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な項目を選定して取り扱います。児童生徒一人一人に個別の指導計画を作成し、それに基づいて指導を展開します。

自立活動における個別の指導計画の作成については「特別支援学校学習指導要領解説 自立活動編」を参照してください。

また、特別支援学級は、小・中学校の学級の一つであり、通常の学級と同様に各教科等の内容に関する事項は、特に示す場合を除き、いずれの学校においても取り扱うことが前提となっています。その上で、なぜ特別の教育課程に替えるのか、保護者等に対する説明責任を果たしたり、指導の継続性を担保したりする観点から、理由を明らかにして教育課程の編成を工夫することが大切です。なお、特別の教育課程を編成する場合、当該特別支援学級を置く学校の設置者の定めるところにより、**他の適切な教科用図書**を使用することができます。

Q29：通級による指導における特別の教育課程の編成についての留意点は何ですか？

小：p. 109～111

中：p. 106～108

A 29

自立活動の内容を参考とし、具体的な目標や内容を定め、指導を行います。特に必要があるときに障がいの状態に応じて各教科の内容を取り扱う場合、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導でなくてはなりません。

解 説

通級による指導は、通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該児童生徒の障がいに応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態です。対象となるのは、言語障がい者、自閉症者、情緒障がい者、弱視者、難聴者、学習障がい者、注意欠陥多動性障がい者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者です。

通級による指導を行う場合には、特別の教育課程によることができ、障がいによる特別の指導を、小・中学校の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができます。指導に当たっては、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領第7章に示す**自立活動**の6区分27項目の内容を参考とし、児童生徒一人一人に、障がいの状態や特性及び心身の発達の段階等の的確な把握に基づいた自立活動における**個別の指導計画**を作成し、具体的な指導目標や指導内容を定め、それに基づいて指導を展開する必要があります。なお、各教科の内容を取り扱う場合であっても、障がいによる学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的として指導します。

通常学級の担任と通級による指導の担当教師で随時、情報交換を行ってください。

通級による指導に係る授業時数は、**年間 35 単位時間から 280 単位時間**までを標準としているほか、学習障がい者及び注意欠陥多動性障がい者については、**年間 10 単位時間から 280 単位時間**までを標準としています。

児童生徒が在籍校以外の小・中学校又は特別支援学校の小・中学部において特別の指導を受ける場合、当該児童生徒が在籍する学校の校長は、これら他校で受けた指導を特別の教育課程に係る授業とみなすことができます。当該特別の指導を行う学校の校長と十分協議の上で、教育課程を編成してください。

Q30：個別の教育支援計画と個別の指導計画は、どう違いますか？

小：p. 111～113

中：p. 108～111

A30

個別の教育支援計画は地域での生活を含め、長期的な視点で教育機関が中心となって作成します。**個別の指導計画**は個々の児童生徒に適切な指導を行うために学校で作成します。

解 説

個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、障がいのある児童生徒など一人一人に対するきめ細やかな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っています。

特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒に対しては二つの計画を**全員について作成**します。また、通常の学級において通級による指導を受けていない障がいのある児童生徒などの指導に当たっては、二つの計画を作成し、活用に努めることとしています。

個別の教育支援計画は、本人及び保護者の意向や将来の希望などを踏まえ、例えば、家庭、医療機関等における療育事業及び福祉機関における児童生徒発達支援事業において、実際にどのような支援が必要で可能であるか、支援の目標を立て、それぞれが提供する支援の内容を具体的に記述し、関係機関の役割を明確にしていきます。活用に当たっては、就学前に作成される個別の支援計画を引き継ぎ、進学先まで切れ目ない支援に生かします。その際、多くの関係者が関与することから、保護者の同意を事前に得るなど**個人情報の取扱い**に留意します。

個別の指導計画は、教育課程を具体化し、障がいのある児童生徒など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成します。

特別支援学級における各教科等の指導に当たっては、適切かつ具体的な個別の指導計画を作成します。各教科の一部又は全部を、知的障がい者である児童に対する教育を行う特別支援学校の各教科に替えた場合、一人一人の実態等に応じた具体的な指導目標及び指導内容を設定することが必要です。

Q31：日本語の習得に困難のある児童生徒への指導における留意点は何ですか？

小：p. 113～116

中：p. 111～113

A31

通級による指導、通常の学級における日本語の能力に配慮した指導、放課後等を活用した指導などの工夫が考えられます。

解 説

国際化の進展に伴い、学校では日本語の習得に困難のある児童生徒の受入れが多くなっています。そこで、平成26年に学校教育法施行規則が改正され、**日本語の能力に応じた特別の教育課程**を編成し、実施することが可能となりました。

通級による日本語指導は、在籍学級以外の教室などにおいて、学校生活や学習に必要な日本語の能力を高める指導や、日本語の能力に応じた各教科等の指導を行うものです。通級による指導を担当する教師が中心となり、指導の目標及び指導内容を明確にした個別の指導計画を通常の学級の担当教師等と連携して作成し、学習評価を行うなど、教職員の共通理解の下にきめ細かな指導を行うことが求められます。

児童生徒が在籍し、大半の時間を過ごす**通常の学級における指導**に当たっては、例えば、ゆっくりはっきり話す、児童生徒の日本語による発話を促すなどの配慮、絵や図などの視覚的支援の活用、学習目的や流れが分かるワークシートの活用などの教材の工夫、児童生徒の日本語習得状況や学習理解度の把握に基づいた指導計画の作成など、児童生徒の状況に応じた支援を行うことが考えられます。

また、日本語教育や母語によるコミュニケーションなどの専門性を有する学校外の専門人材の参加・協力を得ることも大切です。

他の児童についても、帰国児童生徒や外国人児童生徒、外国につながる児童生徒と共に学ぶことを通じて、互いの長所や特性を認め、広い視野をもって異文化を理解し共に生きていこうとする姿勢を育てるよう配慮することが大切です。

教師自身が当該児童生徒の言語的・文化的背景に関心をもち、理解しようとする姿勢を保ち、温かい対応を図りましょう。

Q32：不登校児童生徒への適切な支援を行う上での留意点は何ですか？

小：p.116～118

中：p.113～117

A32

個々の状況に応じた必要な支援を行うことが必要であり、児童生徒や保護者の意思を十分に尊重しつつ、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指します。

解 説

不登校児童生徒への支援には、不登校のきっかけや継続理由、学校以外での学習活動の状況等について、家庭訪問も含めた**継続的な把握**が必要です。さらに、不登校児童生徒の状況によっては休養が必要な場合があることも留意しつつ、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、**個々の状況に応じた学習活動等**が行われるよう支援します。

保護者に対しては、支援を行う機関や保護者の会などに関する情報提供及び指導要録上の出席扱いや通学定期乗車券の取扱等を周知することも重要です。加えて、必要な情報提供や助言、ICT等を通じた支援、家庭等への訪問による支援を行います。

不登校は、どの児童生徒にも起こり得ることとして捉え、その行為を「問題行動」と判断してはなりません。不登校児童生徒が悪いという偏見を払拭し、共感的理解と受容の姿勢をもつことが大切です。

不登校児童生徒が自らの意思で登校した場合は、温かい雰囲気迎え入れられるように配慮するとともに、**保健室、相談室や学校図書館等**も活用しつつ、安心して学校生活を送ることができるような支援も行います。

こうした支援を行うためには、学級担任のみならず教育相談担当教師（コーディネーター）など他の教師が**スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等**の専門スタッフ等と連携・分担し、学校全体で行うことが必要です。必要に応じ、福祉、医療及び民間の団体等の関係機関と情報共有を行うほか、学校間の引継ぎを行うなど、継続した組織的・計画的な支援を行います。その際、学校は、「**児童生徒理解・教育支援シート**」等を作成することが望ましいです。

相当の期間を欠席し引き続き欠席すると認められる児童生徒を対象として、特別の教育課程を編成する場合は、学校教育法施行規則第56条に基づき、文部科学大臣の指定が必要となります。

第6章 学校運営上の留意事項 他

Q33：学校評価は、カリキュラム・マネジメントと関連がありますか？

小：p.119～122

中：p.118～121

A33

学校評価については、教育課程の編成、実施、改善が教育活動や学校運営の中核となることを踏まえ、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意します。

解 説

学校評価の実施方法は、学校教育法施行規則により、自己評価・学校関係者評価の実施・公表、評価結果の設置者への報告について定めています。また、文部科学省では「学校評価ガイドライン〔平成28年改訂〕」（平成28年3月文部科学省）を作成し、評価項目・指標等の設定について検討する際の視点となる例を12分野にわたり示しています。

カリキュラム・マネジメントと関連付けて実施する観点からは、教育課程・学習指導に係る項目はもとより、当該教育課程を効果的に実施するための人的又は物的な体制の確保の状況なども重要です。

各学校は、例示された項目を網羅的に取り入れるのではなく、その重点目標を達成するために必要な項目・指標等を精選して設定し、各教科等の授業の状況や教育課程等の状況の評価し改善につなげていくことが求められます。

- 「学校評価ガイドライン」で評価項目・指標等の設定について検討する際の視点となる例として考えられるもの

「学校評価ガイドライン」を参考にしつつ、評価項目・指標等については各学校で判断します。

【便宜的に分類した学校運営における12分野】

- | | |
|-----------------|----------------|
| ① 教育課程・学習指導 | ② キャリア教育（進路指導） |
| ③ 生徒指導 | ④ 保健管理 |
| ⑤ 安全管理 | ⑥ 特別支援教育 |
| ⑦ 組織運営 | ⑧ 研修（資質向上の取組） |
| ⑨ 教育目標・学校評価 | ⑩ 情報提供 |
| ⑪ 保護者、地域住民等との連携 | ⑫ 環境整備 |

Q34：各分野の全体計画の策定に当たっての留意点は何ですか？

小：p. 122～123

中：p. 121～123

A34

教育課程の編成及び実施に当たっては、法令等の定めにより学校が策定すべき**各分野の全体計画等**と関連付けて、当該全体計画等に示す教育活動が効果的に実施されるようにします。

解 説

各学校は、法令等の定めにより、

- ・学校保健計画

〔学校保健安全法（学校保健計画の策定等） 第5条〕

- ・学校安全計画

〔学校保健安全法（学校安全計画の策定等） 第27条〕

- ・食に関する指導の全体計画

〔学校給食法 第10条〕

- ・いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

〔いじめ防止対策推進法（学校いじめ防止基本方針 第13条）

など、各分野における学校の全体計画等を策定することとしています。

これらの全体計画等には、児童生徒への指導に関する事項や学校運営に関する事項を位置付けることとなります。

そのため、教育課程の編成及び実施に当たっては、これらの**全体計画等との関連付け**を十分に行うことで、カリキュラム・マネジメントの充実が図られ、より効果的な指導を実現することにつながります。

計画の実施に当たっては、PDCAサイクルを十分機能させながら具体的な各活動を推進し、それぞれの目標の、そして学校教育目標の具現を図りましょう。

**Q35：教育課程外の学校教育活動を行う
に当たっての留意点は何ですか？**

中：p.123～124

A35

教育課程外の学校教育活動と教育課程の**関連が図られるよう**に留意します。その際、**学校や地域の実態**に応じ、**地域の人々の協力**、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、**持続可能な運営体制**が整えられるようにします。

解 説

中学生の時期は、生徒自身の興味・関心に応じて、教育課程外の学校教育活動や地域の教育活動など、生徒による自主的・自発的な活動が多様化していく段階にあります。中学生が学校外の様々な活動に参加することは、生徒の生活の場を地域社会に広げ、幅広い視野に立って自らのキャリア形成を考える機会となることも期待されます。

特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、異年齢との交流の中で、生徒同士や教員と生徒等の人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、その教育的意義が高いことが指摘されています。そうした教育的意義が部活動の充実の中のみで図られるのではなく、学校教育の一環として、**教育課程内の活動との関連**を図る中で、その教育効果が発揮されることが重要です。

また、一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域等の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行います。

各学校が部活動を実施するに当たっては、生徒が参加しやすいように実施形態を工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動時間を適切に設定するなど**生徒のバランスのとれた生活や成長**に配慮することが必要です。

Q36：家庭や地域社会との連携を、どのように図るとよいでしょうか？

小：p. 124～125

中：p. 124～125

A36

家庭や地域の人々とともに児童生徒を育てていくという視点に立ち、家庭、地域社会との連携を深め、学校内外を通じた児童生徒の生活の充実と活性化を図ることが大切です。

解 説

学校、家庭、地域社会がそれぞれ本来の教育機能を発揮し、全体としてバランスのとれた教育が行われることが重要です。

教育活動の計画や実施の場面では、家庭や地域の人々の積極的な協力を得て児童生徒にとって大切な学習の場である地域の教育資源や学習環境を一層活用していきます。

また、各学校の教育方針や特色ある教育活動、児童生徒の状況などについて家庭や地域の人々に適切に情報発信し理解や協力を得たり、家庭や地域の人々の学校運営などに対する意見を的確に把握して自校の教育活動に生かしたりすることが大切です。

さらに、家庭や地域社会における児童生徒の生活の在り方が学校教育にも大きな影響を与えていることから、休業日も含め学校施設の開放、地域の人々や児童生徒向けの学習機会の提供、**地域社会の一員としての教師**のボランティア活動を通して、家庭や地域社会に積極的に働きかけていきましょう。

家庭や地域社会が担うべきものや担った方がよいものは家庭や地域社会が担うように促すなど、相互の意思疎通を十分に図っていきましょう。

また、都市化や核家族化の進行により、日常生活において、児童生徒が高齢者と交流する機会が減少しているので、自然に触れ合い交流する機会を設け、**高齢者に対する感謝と尊敬**の気持ちや思いやりの心を育み、様々な生きた知識や人間の生き方を学んでいくことが大切です。

取組を進めるに当たっては、総合的な学習の時間や特別活動などを活用するとともに、介護や福祉の専門家の協力を求めたり、地域社会の関係施設や団体で働く人々と連携したりして、積極的に交流を進めていくことが大切です。

Q37：学校相互間の連携を、どのように図るとよいでしょうか？

小：p. 125～126

中：p. 126～127

A37

他の小・中学校や幼稚園・保育所等、高等学校、特別支援学校などとの間に**連携や交流**を図るとともに、**障がいのある幼児児童生徒との交流及び共同学習**の機会を設けます。

解 説

学校同士が相互に連携を図り、積極的に交流を深めることによって、学校生活をより豊かにするとともに、児童生徒の人間関係や経験を広げるなど広い視野に立った適切な教育活動を進めていくことが必要です。

その際には、近隣の学校のみならず**異なった地域の学校同士**において、あるいは**異校種間**においても、幅広い連携や交流が考えられます。

学校間の連携としては、例えば、同一市町村等の学校同士が学習指導や生徒指導のための連絡会を設けたり、合同の研究会や研修会を開催したりすることなどが考えられます。

学校同士の交流としては、例えば、近隣の小・中学校や幼稚園・保育所等と学校行事、クラブ活動や部活動、自然体験活動、ボランティア活動などを合同で行ったり、自然や社会環境が異なる学校同士が相互に訪問したり、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用して交流したり、特別支援学校などとの交流を図ったりすることなどが考えられます。

障がいのある幼児児童生徒との交流及び共同学習は、児童生徒が、障がいのある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会です。

特別支援学校との交流の内容としては、例えば、学校行事や学習を中心に活動を共にする直接的な交流及び共同学習のほか、文通や作品の交換といった間接的な交流及び共同学習が考えられます。特別支援学級との交流及び共同学習は、日常の様々な場面で活動を共にすることが可能であり、双方の教育的ニーズを十分把握し、校内の協力体制を構築し、効果的な活動を設定しましょう。

同じ社会に生きる人間として、
お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場となります。

Q38：道徳教育を推進していくための配慮事項を教えてください。

小：p.127～144

中：p.128～145

A38

道徳教育は、学校の教育活動全体で行うものです。
各学校においては、道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の**全体計画**を作成し、校長の方針の下に、「**道徳教育推進教師**」を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開していきます。

解 説

道徳教育の**全体計画**の作成に当たっては、学校の道徳教育の**重点目標**を設定するとともに、道徳科の指導方針、内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動（小学校）、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示します。全体計画を一覧表にして示す場合は、必要な各事項について具体化したもの、例えば、各教科等における道徳教育に関わる指導の内容及び時期を整理したもの、道徳教育に関わる体験活動や実践活動の時期等が一覧できるもの、道徳教育の推進体制や家庭や地域社会との連携のための活動等が分かるものを**別葉**にして加えるなどの工夫が望まれます。

各教科等は、各教科等の目標に基づいてそれぞれに固有の指導を充実させる過程で、道徳性が養われることを考え、見通しをもって指導することが重要です。

各学校においては、児童生徒の発達の段階や特性等を踏まえ、学校、地域社会等の実態や課題に応じて、学校としての指導の重点に基づき指導内容の重点化を図ります。その際、小学校では自立心や自律性、生命を尊重する心や他者を思いやる心を育成すること、中学校ではさらに発展させ、規律ある生活をする、自らの弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること、法やきまりの意義に関する理解を深めること、自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと、伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重すること、国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意します。

また、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、集団宿泊活動（小学校）、職場体験活動（中学校）やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験の充実を図り、道徳教育の指導内容が日常生活に生かされるようにします。その際、**いじめの防止**や**安全の確保等**にも資することとなるよう留意します。

